

平成26年度事故防止対策支援推進事業 (過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

ITを活用した過労運転防止のための機器の導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者
- ② ①に該当する者にITを活用した過労運転防止のための機器を貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象機器

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- ④ 運行中の運行管理機器

(機能要件)

国土交通大臣が認定した機器のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導並びに記録された情報を活用できるもの。

(具体的な補助対象)

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器の取得費
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の取得費
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器の取得費
- ④ 運行中の運行管理機器の取得費

注1 上記機器の取得に際して、付随する機器（例：パソコン、iPad、携帯電話（スマートフォン）、情報が記録できる電子媒体機器、デジタル式運行記録計の車載器、インストールや設置に係る費用等）は対象とする。（設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。）

注2 上記機器の取得に際して、アルコールチェッカー、デジタル式運行記録計に付随するパソコン、上記機器を使用する際に発生する通信費及び電気代等の運用費は対象外とする。（設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。）

(4) 補助対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、補助対象機器を導入するものであって、次の申請方法によるものとする。

- ・ 募集期間（補助金交付申請書兼実績報告書受付期間）：平成26年7月1日～平成26年11月28日
- ・ 平成26年4月1日～平成26年11月28日までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了（事業完了）しているもの。

(5) 補助率

① 取得に要する経費の1/2（ただし、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる。また、運行中の運行管理機器については補助限度額を下記のとおり定める。）

- a. デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：3万円
- b. デジタル式運行記録計に係る事務所用機器1台あたり：10万円
- c. デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー一体型を導入する場合
車載器1台あたり：5万円 事務所機器1台あたり13万円

② 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）あたりの上限については80万円とする。

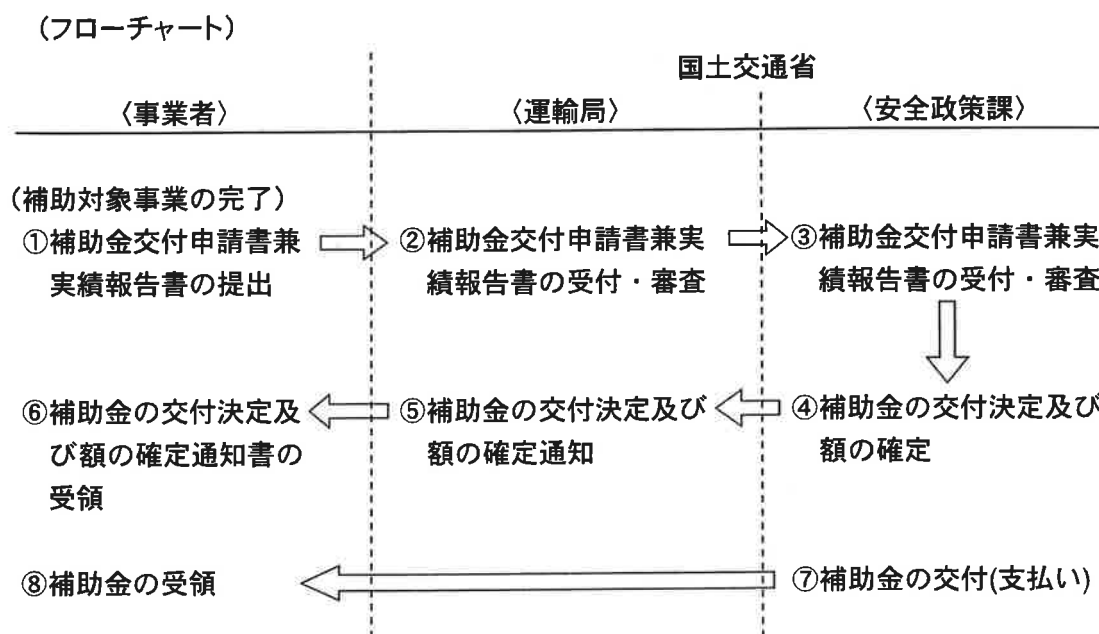
(6) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること
- ② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回ること。
- ③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年を超えることとし、リース契約期間が5年を超過していない場合は、その契約期間満了後も取得から5年間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- ④ 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- ⑤ 申請を行う者は、予め補助対象期間内に当該機器を購入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）したものに限る。

- ⑥ 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。

2. 補助金交付までの流れ



① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (4) の募集期間内に、次に記載している書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)～(4)については4部(1部は地方運輸局分、3部は国土交通本省分)、(5)～(15)については2部(地方運輸局及び国土交通本省分)提出とする。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1の3号様式(交付申請書兼実績申請書)
- (2) 実施要領の別紙6(交付申請書兼実績申請書)
- (3) 交付要綱第9号様式(請求書)
- (4) 振込先調書
- (5) 申請者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類(旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分)
- (6) 安全マネジメントに関する書類
- (7) 申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類

- (8) 補助対象機器の仕様書
 - ※カタログ等により導入機器がわかる資料
- (9) 補助対象機器を購入した際に支払いにかかる領収書の写し
- (10) 補助対象経費の基礎となる（内訳がわかる）明細書
- (11) 補助対象機器の設置したことを確認するに足る書類(当該補助対象機器を設置したことがわかる写真（車載器を設置した車両のナンバープレートの写った前面・後面、車載器設置場面及び事務所に設置した機器）
- (12)（申請者がリース事業者の場合）賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細
- (13)（申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類
- (14)（申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が5年を経過していない場合）取得後5年を超えるまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類
- (15) 車検証の写し（補助対象機器を車両に取り付ける場合）

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出がなされたときは、各地方運輸局において補助金交付申請書兼実績報告書の受付及び所要の審査を行ったうえ安全政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局から進達のあった補助金交付申請書兼実績報告書について、安全政策課で所要の審査を行い、補助対象事業の成果について、導入実績を認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

④ 補助金額の確定

安全政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 交付申請書兼実績報告書の受付期間

【申請受付期間】

平成26年7月1日～平成26年11月28日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局等(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)
(以下「各地方運輸局等」という。)

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所
が取りまとめたうえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出し
た各地方運輸局等窓口へ提出すること。

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局等申請受付場所への申込書類持ち込み（郵送は認められませんのでご
注意下さい。）

4. 注意事項

- (1) 補助金交付申請状況において、予算額に達した場合には、その日をもって受付を閉
め切ることとします。また、その旨について翌日までに公表します。
- (2) 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合
には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応できない場合には、提出した当
該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、再度、提出して下さ
い。なお、領収書の添付ができないものは、書類の不備には当たらず受付は行いま
せんのでご注意ください。
- (3) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が見受けられた場合（過年度の補助申請
を含む。）には、当該交付申請書を取り下げただくとともに、以後の申請を受理
しない場合があります。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて
行っております。